

山口県水産振興資金利子補給金等交付要綱

(平成 19 年 3 月 28 日付け平 18 水産振興 1203 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水産振興資金利子補給金及び利子補給補助金（以下「利子補給金等」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。）、新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業交付規則（平成 11 年 1 月 22 日施行）、新日韓漁業協定関連対策特別基金造成事業の運用について（平成 11 年 1 月 1 日 10 水管第 3224 号水産庁長官通知）及び漁業用燃油高騰対策特別緊急事業実施細則（平成 17 年 9 月 30 日付け水漁第 1584 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的・対象資金)

第 2 条 この補助金は、次項に定める制度資金について融資機関及び市町へ利子補給金等の交付を行うことにより、漁業者等への資金の融通を円滑化し、設備の近代化や経営の安定化を図ることを目的とする。

2 この要綱による利子補給金等の交付の対象となる制度資金は、次に掲げる制度資金とする。

- (1) 漁業経営維持安定資金
- (2) 漁業経営再建資金
- (3) 高度化促進支援資金
- (4) 日本海沿岸漁業等経営安定資金
- (5) 漁船漁業長期運転資金
- (6) 燃油高騰緊急対策資金
- (7) 漁業近代化資金
- (8) 省エネルギー推進緊急対策資金

(利子補給金及び利子補給補助金)

第 3 条 利子補給金等の交付の対象となる資金区分、利子補給率及び利子補給補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に掲げる各資金の利子補給金等の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間について、その期間における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする）に対し、それぞれ、該当資金が別に定める利子補給率又は利子補給補助率を乗じて、算出した額とする。

(利子補給契約)

第 4 条 県は、融資機関が第 2 条第 2 項に掲げる資金を貸し付けるときは、当該資金毎に利子補給契約を締結し、当該融資機関に対し各年度予算の範囲内で利子補給を行う。

(利子補給の決定)

第5条 融資機関は、借受資格者に第2条第2項に掲げる資金の融資を行うときは、利子補給申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の利子補給申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、利子補給を行う旨の決定をし、利子補給承諾書(別記第2号様式)により当該融資機関に通知するものとする。

(利子補給に関する協議)

第6条 市町は、漁業経営維持安定資金、漁船漁業長期運転資金、漁業近代化資金及び省エネルギー推進緊急対策資金の融資を行う融資機関に対して、県の利子補給補助事業に係る利子補給の決定を行うときは、利子補給協議書(別記第3号様式)により知事に協議するものとする。

2 知事は、前項の利子補給協議書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、利子補給協議に同意する旨の決定をし、利子補給同意書(別記第4号様式)により当該市町に通知するものとする。

(貸付実行・償還実績報告)

第7条 制度資金の貸し付けを実行した融資機関は、貸付実行後15日以内に貸付実行報告書(別記第5号様式)に、漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金においては債務整理報告書(別記第5の2様式)を、省エネルギー推進緊急対策資金においては全国漁業協同組合連合会からの利子助成金の交付決定を通知した書類を添付して知事に提出するものとする。

2 融資機関は、第3条に定める各期間毎に県が別途通知する期日までに償還実績報告書(別記第6号様式)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の償還実績報告書に基づき、利子補給算出内訳書を作成し、融資機関及び市町に送付するものとする。

(貸し付け条件の変更)

第8条 第5条の規定による通知を受けた融資機関は、利子補給承諾に係る事項を変更しようとするときは、利子補給変更申請書(別記第7号様式)に変更調書(別記第7号様式付表)を添付し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の変更申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、変更を承認する旨の決定をし、利子補給変更承認書(別記第8号様式)により当該融資機関に通知するものとする。

(利子補給金の交付の申請)

第9条 第5条の規定による通知を受けた融資機関は、利子補給金の交付請求をしようとするときは、第3条に定める期間の末日から各期毎に知事が別途通知する期日までに、利子補給金交付請求書(別記第9号様式)を当該融資機関の主たる事務所を管轄する市町長を経由して知事に提出するものとする。ただし、知事が必要がないと認める

場合は、経由しないことができる。

- 2 知事は、前項の利子補給金交付請求書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、当該利子補給金交付請求書を受理した日の属する月の翌月中に、当該融資機関に対し、当該利子補給金を交付する。

(利子補給補助金の交付の申請)

- 第10条 第6条により通知を受けた市町が利子補給補助金の交付を受けようとするときは、速やかに利子補給補助金交付申請書(別記第10号様式)に収支予算書(別記第10号様式付表)を添付し知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の利子補給補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該市町に通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた市町は、知事が定める期日までに補助金交付請求書(別記第11号様式)を知事に提出するものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行にともない、山口県漁業経営維持安定資金融通助成事業利子補給金等交付要綱(昭和51年10月18日施行)、山口県再建資金融通助成事業利子補給金交付要領(昭和62年3月25日漁政第1665号)、山口県漁業経営強化特別資金利子補給金交付要綱(平成5年12月27日施行)、山口県日本海沿岸漁業等経営安定資金利子補給規定(平成11年12月22日施行)、山口県漁船漁業長期運転資金融通助成事業費補助金交付要綱(平成16年4月1日水産第145号)、山口県燃油高騰緊急対策資金融通助成事業費補助金交付要綱(平成17年12月16日水産第631号)及び漁業近代化資金利子補給補助金交付要綱(平成8年5月24日施行)(以下「旧要綱等」という。)は廃止する。ただし、本要綱の施行前に旧要綱等の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行前に旧要綱等の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月23日から施行する。
- 2 本要綱の施行前に旧要綱等の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

別 表

事業区分	資金名	補助事業者等	経費の概要	補 助 率	
漁業経営維持安定資金融通助成事業	漁業経営維持安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法(昭和23年法律第242号第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合 ・農林中央金庫 ・銀行 ・信用金庫 ・市町 	融資機関の貸付に対する利子補給及び市町が融資機関に対して行う利子補給に対する利子補給補助	利子補給	山口県漁業経営維持安定資金融通助成事業実施要領に定める率により算出される額以内
	漁業経営再建資金	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法(昭和23年法律第242号第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合 ・農林中央金庫 ・銀行 ・信用金庫 ・市町 	融資機関の貸付に対する利子補給	利子補給補助	山口県漁業経営維持安定資金融通助成事業実施要領に定める利子補給補助率により算出される額以内
漁業経営基盤強化指導事業	漁業経営高度化促進支援資金(取組促進資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法(昭和23年法律第242号第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合 ・農林中央金庫 ・銀行 ・信用金庫 ・市町 	融資機関の貸付に対する利子補給	利子補給	漁業経営高度化促進支援資金の円滑な融通のためのガイドライン第4の6の(4)により通知される利子補給率により算出される利子補給金額以内
日本海沿岸漁業等経営安定資金融通助成事業	日本海沿岸漁業等経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合(漁業者借換資金を除く) ・農林中央金庫 ・銀行 ・信用金庫 ・市町 	融資機関の貸付に対する利子補給	利子補給	新日韓漁業協定関連対策特別基金造成事業の運用について(平成11年1月1日付け10水管第3224号水産長長官通達)第4の1の(1)の(カ)のaによる額
漁業経営安定対策推進事業	漁船漁業長期運転資金	市町	市町が融資機関に対して行う利子補給に対する利子補給補助	利子補給補助	山口県漁船漁業長期運転資金融通助成事業実施要領別表1に掲げる率により算出される利子補給金額の2分の1以内
燃油高騰緊急対策事業	燃油高騰緊急対策資金	市町	市町が融資機関に対して行う利子補給に対する利子補給補助	利子補給補助	山口県燃油高騰緊急対策資金融通助成事業実施要領別表1の利子補給率に掲げる率により算出される利子補給金額の2分の1以内

漁業近代化資金 利子補給事業	漁業近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合 ・水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合 ・水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う水産加工業協同組合連合会 ・農林中央金庫 	融資機関の貸付に対する利子補給及び市町が融資機関に対して行う利子補給に対する利子補給補助	利子補給	山口県漁業近代化資金実施要領別表2に掲げる利子補給率により算出される額以内
				利子補給補助	山口県漁業近代化資金実施要領別表2に掲げる利子補給率により算出される額以内
漁業用燃油高騰 対策事業	省エネルギー推進緊急 対策資金	市町	市町が融資機関に対して行う利子補給に対する利子補給補助	利子補給補助	漁業用燃油高騰対策事業実施要領別表に掲げる率により算出される利子補給金額の2分の1以内